

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案 新旧対照表  
 （ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項）（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）</p> <p>六〇九 （略）</p> <p>別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式（第6条の3第1項関係）</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 （略）</p> <p>五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。）</p> <p>六〇九 （略）</p> <p>別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式（第6条の3第1項関係）</p>

<p>(表略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のよう に記載すること。</p> <p>別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第 6 条の 3 第 2 項関係)</p> <p>(表略)</p> <p>注 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」のよう に記載すること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 無線設備規則の一部を改正する省令 (平成二十二年総務省令第 号) 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた 無線局の無線設備に係る施行規則第六条の三の規定の適用について は、なお従前の例による。</p>	<p>(表略)</p> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」又は 「<u>デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設 備</u>」のように記載すること。</p> <p>別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第 6 条の 3 第 2 項関係)</p> <p>(表略)</p> <p>注 「コードレス電話の無線局に使用するための無線設備」又は 「<u>デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備</u>」 のように記載すること。</p>
--	---